

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 教育総務課
- 3 監査実施年月日 令和5年1月20日
- 4 監査結果報告書の日付 令和5年2月9日

注意事項	措置結果
① 契約事務について	
ア 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）	ア 措置日 令和5年2月10日 今後は当該条項を適用する場合、理由等具体的に記載し適切に事務処理を行う。
イ 公募型プロポーザル方式による随意契約において、応募に必要な納税証明書類の一部を提出していない業者があるもの（個別事項）	イ 措置日 令和5年2月10日 今後は応募書類等を受理する際に確認を徹底しチェック体制を強化する。
② 切手管理について	
ア 切手管理簿において、84円切手を1枚使用した際の使用内容の記載がされておらず、「枚数調整」と記載しているもの（個別事項）	ア 措置日 令和5年2月10日 今後は切手管理簿の見直しを行い、毎月の保管枚数の管理を徹底し、適切な事務処理を行う。
イ 年度末に、当年度中に必要な枚数以上の切手を購入しているもの（個別事項）	イ 今後は会計年度独立の原則を遵守し、適切な事務処理を行う。

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 社会教育推進課
- 3 監査実施年月日 令和5年1月20日
- 4 監査結果報告書の日付 令和5年2月9日

注意事項	措置結果
① 契約事務について	
見積り徴取予定業者の選定伺がないもの (共通事項)	措置日：令和5年2月20日 契約規則、関係法令を遵守し、今後はより適切な事務処理に努めます。
② 指定管理について	
ア 浦添市立城間公民館の設置及び管理に関する条例第14条第2項に規定する利用料金について、市長の承認を得ていないもの (個別事項)	ア 指定管理者と調整を行い、適切な事務処理になるよう協議を行っております。
イ 指定管理者制度を導入した浦添市立城間公民館のモニタリング・評価及びその公表を行っていなかったもの (個別事項)	イ モニタリング実施に向けて、指定管理者と協議しております。
③ 例規について	
浦添市放課後子ども教室事業及び浦添市地域学校協働活動推進事業については、公募や事業の手續を周知するために、年度ごとの一般文書ではなく、規則又は告示の立法形式での制定が望ましいもの (個別事項)	現在、本市では国が進めている「コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進」に向けて推進に努めています。 現場（地域及び学校）に迅速に対応できるよう定着するまでは現状で進め、状況を見て例規文書へ整備していきます。

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 施設課
- 3 監査実施年月日 令和5年1月23日
- 4 監査結果報告書の日付 令和5年2月9日

(1) 是正事項	措置結果
契約事務について	
ア 工事請負契約の予算執行伺において、決裁区分に誤りがあり副市長の決裁を得ていないもの (個別事項)	ア 措置日：令和5年3月15日 今後は事務決裁規程等の関係法令を遵守し、適切な事務処理に努めます。
イ 行政財産目的外使用許可の起案において、教育長及び教育部長の決裁を得ていないもの (個別事項)	イ 措置日：令和5年3月15日 今後は事務決裁規程等の関係法令を遵守し、適切な事務処理に努めます。
(2) 注意事項	措置結果
契約事務について	
ア 見積り徴取予定業者の選定伺がないもの (共通事項)	ア 措置日：令和5年3月15日 今後は契約事務にあたり、契約規則等の関係法令を遵守し、適切な事務処理に努めます。
イ 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの (共通事項)	イ 措置日：令和5年3月15日 今後は免除の根拠となる内容の記載を行います。
ウ 契約保証金免除の根拠条項について、契約規則第6条第1項第11号の社会通念上の理由を適用しているが、別の号を適用すべきであったもの (共通事項)	ウ 措置日：令和5年3月15日 今後は免除の根拠となる内容の記載を行います。
エ 契約締結伺の本文において、履行期間の記載がないもの (個別事項)	エ 措置日：令和5年3月15日 今後は記載漏れ・確認漏れがないようチェック体制を強化します。
オ 契約締結伺に添付されている契約書(案)及び請書(案)において、履行期間及び契約者が空欄となっているもの (個別事項)	オ 措置日：令和5年3月15日 今後は記載漏れ・確認漏れがないようチェック体制を強化します。
カ 契約執行伺及び契約締結伺において委託業務の具体的内容の記載又は仕様書等の添付が無く、契約内容が不明確であるもの (個別事項)	カ 措置日：令和5年3月15日 今後は、内容の記載又は仕様書等の添付をするなど、契約内容が分かるよう対応します。

キ 予算の執行伺において、予算規則第20条(別表第3(5))に規定されている財務部長の合議を得ていないもの (個別事項)	キ 措置日：令和5年3月15日 今後は予算執行にあたり、予算規則等の関係法令を遵守し、適切な事務処理に努めます。
ク 契約にかかる書類について、日付が前後しているもの (個別事項)	ク 措置日：令和5年3月15日 今後は記載事項の確認を徹底し、不備がないようチェック体制を強化します。
ケ 予算の執行予定額の根拠となる参考見積書が、契約締結伺時の見積書の写しとなっているもの (個別事項)	ケ 措置日：令和5年3月15日 今後は関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。
コ 契約締結伺及び変更契約伺において、伺い本文の添付がないもの (個別事項)	コ 措置日：令和5年3月15日 今後は関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。
サ 入札保証金において、免除する根拠条項及び理由がないもの (個別事項)	サ 措置日：令和5年3月15日 今後は免除の根拠となる内容の記載を行います。

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 文化財課
- 3 監査実施年月日 令和5年1月20日
- 4 監査結果報告書の日付 令和5年2月9日

注意事項	措置結果
契約事務について	
ア 入札保証金において契約規則第19条第1項各号及び第30条第3項に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）	ア 措置日：令和5年2月10日 今後は免除の根拠となる内容の記載を行います。
イ 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）	イ 措置日：令和5年2月10日 今後は免除の根拠となる内容の記載を行います。
ウ 契約保証金免除の根拠条項について、契約規則第6条第1項第11号の社会通念上の理由を適用しているが、別の号を適用すべきであったもの（共通事項）	ウ 措置日：令和5年2月10日 今後は契約規則第6条第1項第6号「契約金額が100万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれが無いとき」の理由を適用します。
エ 予算の執行同時に部長決裁を受けた起案について、契約締結伺において課長決裁としているもの（個別事項）	エ 措置日：令和5年2月10日 今後は事務決裁規程等の関係法令を遵守し、適切な事務処理に努めます。
オ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直し、用語の訂正等を行っていないもの（個別事項）	オ 措置日：令和5年2月10日 今後は法律等の改正を踏まえて適切な事務処理を行います。

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 議会事務局
- 3 監査実施年月日 令和5年1月23日
- 4 監査結果報告書の日付 令和5年2月9日

注意事項	措置結果
契約事務について	
ア 入札保証金において契約規則第19条第1項各号及び第30条第3項に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）	ア 措置日：令和5年2月28日 確認書類に免除の根拠となる内容を記載し、決裁権者が明確に内容を把握できるよう取り組む
イ 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）	イ 措置日：令和5年2月28日 確認書類に免除の根拠となる内容を記載し、決裁権者が明確に内容を把握できるよう取り組む

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 選挙管理委員会事務局
- 3 監査実施年月日 令和5年1月23日
- 4 監査結果報告書の日付 令和5年2月9日

注意事項	措置結果
契約事務について	
契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの (共通事項)	措置日：令和5年3月13日 今後は、より適切な契約事務を行うため、相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる具体的な内容を記載します。

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 会計課
- 3 監査実施年月日 令和5年1月23日
- 4 監査結果報告書の日付 令和5年2月9日

注意事項	措置結果
契約事務について	
契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの (個別事項)	措置日：令和5年2月10日 今後は、より適切な契約事務を行うため、相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる具体的な内容を記載します。